

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は<u>10</u>名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">&lt; 中 略 &gt;</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第34条 当社の監査役は<u>3</u>名以内とする。</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会 (員数) 第20条 当社の取締役は<u>12</u>名以内とする。</p> <p>第5章 監査役<u>及</u>び監査役会 (員数) 第34条 当社の監査役は<u>4</u>名以内とする。</p>